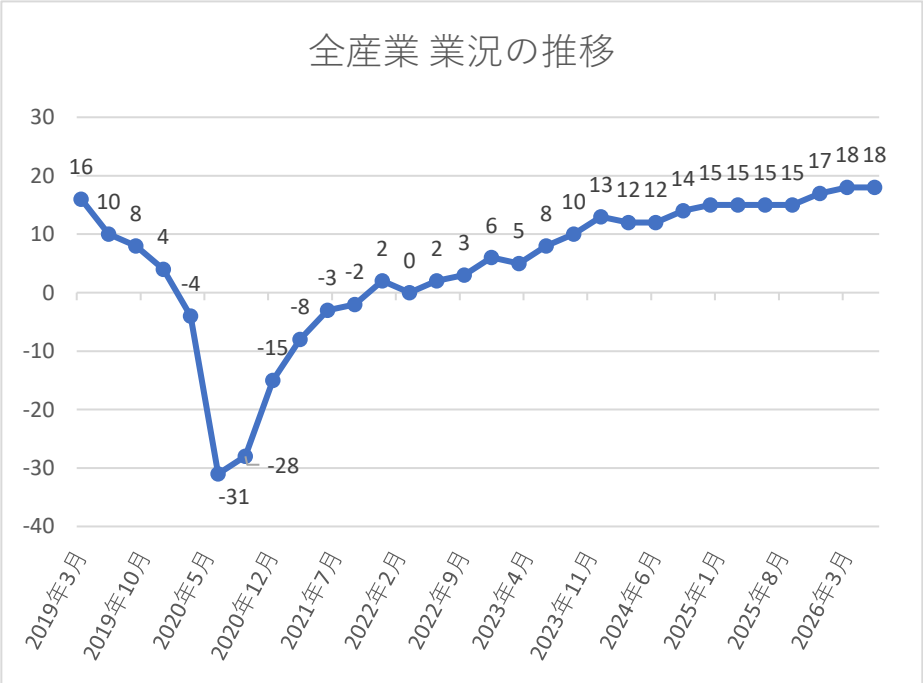


令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	交際費課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	交際費等から除かれ損金算入可能となる飲食費の金額基準（1人当たり 10,000 円以下）及び、①飲食費の 50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が 100 億円以下））、②交際費等（飲食費や贈答品の費用等）を 800 万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を延長する。 ・ 特例措置の内容 中小企業については①又は②のいずれかを選択、資本金の額等が 100 億円以下の大企業は①の措置。 ① 資本金の額等が 100 億円以下の大企業が飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の 50%を損金算入可能。 ② 中小企業に係る交際費等については、800 万円まで全額損金算入可能。 （関係条文） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 61 条の 4 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 37 条の 4、第 37 条の 5 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 21 条の 18 の 4		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（精査中）百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業間取引の維持・拡大や事業の活性化・円滑化を図ることにより、飲食店等の生活衛生関係営業における需要の創出につなげる。また、飲食店等への需要の増加により、関連産業の売上及び収益を向上させ、物価動向等を踏まえた適切な価格転嫁や従業員の賃上げ等にも対応できる経営基盤の強化を図る。 (2) 施策の必要性 原則として、法人が支出した交際費等の全額を損金に算入することは認められておらず、これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し内部留保を高め企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されている。 一方、現行制度下においては、飲食を伴う企業活動については、1人当たり10,000円以下の飲食費の範囲で交際費等から除かれ損金算入が認められているほか、企業規模に応じて「飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入が可能」及び「交際費等について800万円まで全額損金算入が可能」とする特例措置が認められており、これは企業間の取引等において一定の必要性が認められるためであり、企業活動に有益に活用されている。 しかしながら、交際費等の実績としては、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。長きにわたった新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きはあるが、その影響は生活衛生関係営業にはなお根強く残っており、直近の生活衛生関係営業（飲食業）の業況判断DIは▲20.4(令和8年4月～6月)となっているなど、生活衛生関係営業の経営は厳しい状況が続いている上、今後も物価高騰や賃上げ等に対応していく必要がある。 このような状況を踏まえ、企業間の取引や事業活動の円滑化を引き続き支援することで、生活衛生関係営業の経営環境の改善に資するため、本税制措置の適用要件の見直し及び延長が必要である。				
今回の要望（租税特別措置）に関連	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 1317 525 1653"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="525 1317 1503 1653"> 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること </td></tr> <tr> <td data-bbox="296 1653 525 2110"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="525 1653 1503 2110"> 本税制措置により企業の事業活動を活性化させ、日本経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 その達成度を検討するため、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること	政策の達成目標	本税制措置により企業の事業活動を活性化させ、日本経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 その達成度を検討するため、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。
政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること				
政策の達成目標	本税制措置により企業の事業活動を活性化させ、日本経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 その達成度を検討するため、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。				

		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の延長
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
		政策目標の達成状況	令和8年6月の日銀短観による業況判断DIは、全産業では18ポイントとなっており、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準までようやく回復した形となる。一方で、生活衛生関係営業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、物価高騰や賃上げの対応等が求められている中、生活衛生関係営業（飲食業）の業況判断DIは▲20.4(令和8年4月～6月)となっている。 その背景としては、生活衛生関係営業者において、 ・仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁することが困難 ・店舗施設の狭溢・老朽化 ・顧客数の減少、客単価の低下 ・従業員の確保難 等の課題を抱えていることが考えられる。  (出典) 「日銀短観」 (日本銀行) 中小企業の業況判断DI (中小企業景況調査) について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲18.7 (令和8年4～6月) となっており、4期連続してマイナス幅が拡大している。

			中小企業の業況判断D I の推移 (出典) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(中小企業庁)
有効性	要望の措置の適用見込み		本措置は、大企業及び中小企業に広く利用されている。交際費等の支出は、企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの企業の利用が見込まれる。 ○交際費等支出法人及び損金算入額の見込み 令和9年度 2,501,909 社 (3,559,881 百万円) 令和10年度 2,521,123 社 (3,667,354 百万円) ※「会社標本調査」(国税庁)により、令和元年度から6年度の実績等を用いて推計
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		企業の飲食を伴う企業活動等が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることによる売上げの増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれ飲食店等や産業全体で売上げが伸びることによって、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる。 中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が73%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要であることが把握できる。 上述のとおり、企業における交際費等の使用意向は高く、さらなる使用拡大を図っていくことで経済の好循環に繋がっていくものであり、そのためには現行の交際費等の特例措置については、昨今の物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行った上で、引き続き延長が必須である。
	相当	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	企業会計上、交際費等は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として、法人の支出した交際費等の全額を損金に算入することを認めていない。 これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置がなされているものと考えられる。 しかしながら、企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることにより売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げにも適切に対応等できる経済の好循環に繋がる。 交際費等の支出の損金算入については、一定の範囲で特例措置が認められており、それは交際費等の支出により企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られるためであり、引き続き特例措置の延長は必須である。 また、企業活動については、物価の動向等も踏まえると適用要件の見直しを行うことは妥当性があるものとする。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額 令和3年度 2,391,690 社(2,306,556 百万円) 令和4年度 2,412,554 社(2,732,622 百万円) 令和5年度 2,426,418 社(3,077,193 百万円) 令和6年度 2,445,139 社(3,255,993 百万円) 令和7年度 2,463,918 社(3,354,291 百万円) （出典）「会社標本調査」（国税庁）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行うことで、企業の交際費等の使用が拡大し、企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られ、売上げの増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げにも適切に対応できる。

		中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額（800 万円）が小さくなった場合、約 10%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、約 14%の企業が「既存顧客との取引の減少」、約 9 %の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。これらのことから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。	
	前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の業況判断ＤＩ（中小企業景況調査）について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断ＤＩは▲18.7（令和８年４～６月）となっており、４期連続してマイナス幅が拡大している。（上記「政策目標の達成状況」参照）	
これまでの要望経緯	（参考）最近の交際費課税における主な改正		
	（昭和 29 年創設）		
		対象法人 （資本金別）	損金算入限度額等
	昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（300 万円）
		1,000 万円以下	定額控除（400 万円）
	平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（300 万円）× 90%
		1,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 90%
	平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（300 万円）× 80%
		1,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 80%
	平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 80%
	平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
1 億円以下		定額控除（400 万円）× 90%	
平成 18 年度	全法人	1 人当たり 5000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件	

			のもとで交際費の範囲から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入	
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%	
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入	
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃止)	
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入	
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用	
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)		
平成 30 年度	2 年間の延長 (平成 31 年度末まで)		
令和 2 年度	資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用除外とした上で、2 年間の延長 (令和 4 年度末まで)		
令和 3 年度	飲食費の 50%を損金算入できる特例措置 (中小企業・大企業) について、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費 (社内接待費を除く) については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。		
令和 4 年度	2 年間の延長 (令和 5 年度末まで)		
令和 6 年度	1 人当たり飲食費 (社内飲食費を除く) について 5,000 円から 10,000 円に引き上げた上で 3 年間の延長 (令和 11 年度末まで)。		